| 単　位　事　務　名 | |
|---|---|
| 給　料<br>（調整額を含む） | |
| 根拠及び参考法令 | 地方公務員法【地公法】<br>鹿児島県職員の給与に関する条例【条例】<br>鹿児島県学校職員の給与に関する条例【学職条例】<br>義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例【特別措置】<br>教職調整額の支給方法等に関する規則【教職調整額】<br>教育職員の給料の調整額に関する規則【給料調整額】<br>給与等の支払事務に関する規則【支払事務】<br>単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則【労務雇用】 |
| 項　目 | 処　理　方　法 |
| 給料表 | 1　県立学校に勤務する職員が適用される給料表の種類<br>(1)　教育職給料表（二）<br>(2)　行政職給料表<br>(3)　医療職給料表<br>(4)　海事職給料表<br>(5)　現業職給料表<br>【学職条例　第３条の１】<br><br>2　適用する職名と，等級別基準職務表<br>(1)　教育職給料表（二） |

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|---|---|
| １級 | 高等学校又は特別支援学校（以下「高等学校等」という。）の講師，助教諭，養護助教諭，実習助手又は寄宿舎指導員の職務 |
| ２級 | 高等学校等の教諭，養護教諭，栄養教諭又は特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う実習助手若しくは寄宿舎指導員の職務 |
| ３級 | 高等学校等の教頭の職務 |
| ４級 | 高等学校等の校長の職務 |

【学職条例　別表第５イ】

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>処　　理　　方　　法</th></tr>
<tr><td></td><td>

(2)　行政職給料表

<table>
<tr><th>職務の級</th><th>基　準　と　な　る　職　務</th></tr>
<tr><td>１級</td><td>主事又は技師の職務</td></tr>
<tr><td>２級</td><td>特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務</td></tr>
<tr><td>３級</td><td>1　本庁の係長の職務<br>2　極めて高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務</td></tr>
<tr><td>４級</td><td>1　本庁の課長補佐の職務<br>2　本庁の困難な業務を分掌する係の長の職務</td></tr>
<tr><td>５級</td><td>本庁の困難な業務を処理する課長補佐の職務</td></tr>
<tr><td>６級</td><td>1　本庁の課長の職務<br>2　本庁の特に困難な業務を処理する課長補佐の職務</td></tr>
<tr><td>７級</td><td>1　本庁の次長の職務<br>2　本庁の困難な業務を所掌する課の長の職務</td></tr>
<tr><td>８級</td><td>1　本庁の部長の職務<br>2　本庁の困難な業務を所掌する部の次長の職務</td></tr>
<tr><td>９級</td><td>本庁の困難な業務を所掌する部の長の職務</td></tr>
</table>

【条例　別表第５ア】

(3) 医療職給料表

学校栄養職員に適用　【条例　別表第５エ】

(4) 海事職給料表

高等学校の実習船にのりこむ職員に適用　【条例　別表第５カ】

(5) 現業職給料表

地公法第57条にいう単純労務者である職員に適用

【労務雇用　別表第２】

</td></tr>
<tr><td>教 職 調 整 額</td><td>

1　教職調整額

(1)　教育職給料表（二）の１級又は２級の者に対して

$$給料月額 \times \frac{4}{100}$$ を教職調整額として支給する。

(2)　この調整額は，災害補償，共済組合の給付及び掛金等の算定に当って給料とみなされる。また給与条例に定める給与の算定に当っては，次の場合を除いて給料とみなされる。

ア　特別支援学校の教育職員に支給する給料の調整額

イ　管理職手当

ウ　給与の減額

【特別措置第３条】

</td></tr>
</table>

| 項　　目 | 処　　理　　方　　法 |
|---|---|
| 給料の調整額 | 2　給料の調整額<br>特別支援学校及び特別支援学級（学校教育法第81条）を置く小学校又は中学校に勤務する教育職員及び養護学校に勤務する介助担当（通学バスに乗務する者に限る。）の用務員に対し次のとおり支給する。<br>①　教育職員<br>調整基本額（各職務の級の中位号級の３％相当額）×調整数＝給料の調整額<br>（給料の調整額に関する経過措置）<br>現に受ける号級を基礎として改正後の算出方法による調整額と給料月額の合計額が，平成８年１月１日において改正前の算出方法を適用したときに得られる調整額と給料月額の合計額を下回ることがないように経過措置を行う。<br>平成７年教育委員会規則第17号附則第３項等の規定により，今回の給料表の改正による給料月額の引上額の３分の１の額については，平成８年４月１日以降，経過保障額に充当することとなる。<br>別表第１（第２条関係）　　適用区分表 |

| 勤務箇所 | 教育職員 | 調整数 |
|---|---|---|
| 特別支援学校 | (1) 校長<br>(2) 教頭<br>(3) 教諭，助教諭及び講師（特別支援教育に直接従事することを本務とする者に限る。）<br>(4) 養護教諭，栄養教諭，養護助教諭，寄宿舎指導員及び実習助手 | 1 |
| | (5) 教諭,助教諭及び講師（(3)に掲げる者を除く。） | 1 |
| 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に定める特別支援学級を置く小学校又は中学校 | 結核性疾患のため療養中の児童又は生徒の授業を担当する教育職員 | 1.5 |
| | 特別支援学級を担当し，特別支援教育に直接従事することを本務とする教育職員 | 1 |
| 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に定める特別の教育課程による教育行う小学校中学校又は義務教育学校 | 言語障害等の心身に故障のある児童又は生徒の授業を担当し，特別の教育課程に直接従事することを本務とする教育職員 | 1 |
| 教育委員会が人事委員会と協議して定める学校 | 教育委員会が人事委員会と協議して定める教育職員 | 教育委員会が人事委員会と協議して定める調整数 |

| 項　　目 | 処　　理　　方　　法 |
|---|---|

別表第２（第２条関係）　　調整基本額表

ア　教育職給料表（二）

| 職務の級 | 調　　整　　基　　本　　額 |
|---|---|
| １　級 | 9,000円。ただし，１号給6,984円，２号給7,051円，３号給7,119円，４号給7,186円，５号給7,263円，６号給7,348円，７号給7,429円，８号給7,510円，９号給7,591円，10号給7,686円，11号給7,776円，12号給7,866円，13号給7,956円，14号給8,055円，15号給8,154円，16号給8,253円，17号給8,356円，18号給8,473円，19号給8,586円，20号給8,698円，21号給8,811円，22号給8,887円，23号給8,964円 |
| ２　級 | 11,100円。ただし，１号給8,977円，２号給9,054円，３号給9,130円，４号給9,207円，５号給9,288円，６号給9,364円，７号給9,441円，８号給9,513円，９号給9,594円，10号給9,679円，11号給9,765円，12号給9,850円，13号給9,927円，14号給10,017円，15号給10,107円，16号給10,197円，17号給10,282円，18号給10,404円，19号給10,525円，20号給10,647円，21号給10,764円，22号給10,890円，23号給11,007円 |
| ３　級 | 11,900円<br>（条例別表第１イの備考２に定める教育職員にあっては，12,200円） |
| ４　級 | 13,100円 |

【給料調整額　第２条】

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>処　　理　　方　　法</th></tr>
<tr><td></td><td>

② 現業職員

調整基本額（各職務の級の中位号級の３％相当額）×調整数＝給料の調整額

適　用　区　分　表

| 勤務箇所 | 職員 | 調整数 |
|---|---|---|
| 特別支援学校 | 通学バスに乗務する用務員（介助担当） | 1 |

【労務雇用】

附則別表第４（附則第３項関係）

| 給料表 | 職務の級 | 暫定給料月額 | 調整基本額 |
|---|---|---|---|
| 教育職給料表(二) | ２級 | 228,800円 | 10,296円 |
| | | 237,200円 | 10,674円 |
| | | 245,800円 | 11,061円 |

附則別表第５（附則第３項関係）

| 給料表 | 職務の級 | 給料月額 | 調整基本額 |
|---|---|---|---|
| 教育職給料表(二) | ２級 | 233,800円 | 10,521円 |

【給料調整額】

給与支払の原則

1　給与は法律又は条例で特に認められた場合を除き，通貨で，直接職員に，その全額を支払わなければならない。【地公法第25条】

現在法定控除しているもの

(1) 所得税法による源泉徴収税

(2) 地方税法による県民税及び市町村民税

(3) 地方公務員等共済組合法による掛金及び返済金

(4) 勤労者財産形成促進法による勤労者財産形成貯蓄，勤労者財産形成年金貯蓄及び勤労者財産形成住宅貯蓄（以下「財形貯蓄」という。）

(5) その他法令の規定による控除金

</td></tr>
</table>